



# 栃木県公報

平成31（2019）年  
3月29日（金）  
第3076号

## 目次 告示

- 栃木県土地利用基本計画の一部変更..... 273
- 公印の作成..... 273
- 社会福祉士及び介護福祉法による登録特定行為事業者の登録の辞退..... 274
- 農業振興地域の区域の変更..... 274
- 県営土地改良事業計画変更の決定..... 275
- 道路の区域の変更..... 276
- 道路の供用開始..... 277
- 洪水浸水想定区域の指定に係る指定の区域等の公表..... 277
- 都市計画の変更及び図書の縦覧..... 277

## 公 告

- 土地改良区役員の退就任..... 278
- 基本測量の実施..... 278
- 基本測量の終了..... 278
- 都市計画決定図書の写しの縦覧..... 279
- 都市計画変更図書の写しの縦覧..... 279
- 同..... 279
- 同..... 279
- 県が設置する都市公園の利用料金の承認..... 279

## 教育委員会

- 有形文化財の指定..... 290
- 天然記念物の指定の解除..... 290
- 栃木県立とちぎ海浜自然の家の利用料金の承認..... 290
- 栃木県立なす高原自然の家の利用料金の承認..... 291

## 告 示

### 栃木県告示第157号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定に基づく栃木県土地利用基本計画の計画図の一部について、平成31（2019）年3月7日をもって変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定により公表する。

なお、計画図については、その記載を省略し、栃木県総合政策部地域振興課において一般の縦覧に供する。

平成31（2019）年3月29日

栃木県知事 福田 富一  
(地域振興課)

### 栃木県告示第158号

次の公印を作成したので、栃木県公印規程（昭和49年栃木県訓令第15号）第12条の規定により告示する。

平成31（2019）年3月29日

栃木県知事 福田 富一

名 称	印 影	寸 法 (ミリメートル)	書 体	用 途	使用開始 期 日	公 印 管 理 者
栃木県国体・障害者 スポーツ大会局長印		方20	てん書	一般文書用	平成 31 (2019) 年 4 月 1 日	総務企画課長
栃木県課長印 <sup>⑬</sup>		〃	〃	〃	〃	〃
栃木県公園事務所長 印		〃	〃	〃	〃	栃木県公園事務所長

(文書学事課)

栃木県告示第159号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第2項において準用する同法第48条の6第2項の規定により登録特定行為事業者の登録の辞退の届出があったので、同法附則第20条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成31 (2019) 年 3 月 29 日

栃木県知事 福 田 富 一

登録番号	事 業 者		事 業 所		登 録 の 辞 退 の 年 月 日	特 定 行 為 の 種 別
	氏名又は名称	住 所 又 は 主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
092100001	佐野厚生農業 協同組合連合 会	佐野市堀米町 1728番地	特別養護老人 ホームきんも くせい	佐野市堀米町 3956番地10	平成 31 (2019) 年 4 月 12 日	口腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろう による経管栄養

(高齢対策課)

栃木県告示第160号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の区域を次のとおり変更したので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定に基づき公告する。

なお、関係図面は、栃木県農政部農政課において一般の縦覧に供する。

平成31 (2019) 年 3 月 29 日

栃木県知事 福 田 富 一

I

上三川町の区域のうち次に掲げる区域を農業振興地域から除外する。

大字石田のうち字砂田の地番2041、2063-1、2064-2、2064-5、2067-1から2067-5まで、2068-1から2068-4まで、2069の一部、2070-1、2071-1、2071-2の一部、2071-5、2073-2、2073-3、2073-6の一部、2074-1の一部、2075-1の一部、2077、2078-1、2078-2、2079-1から2079-3まで、2080-1の一部、2080-3の一部、2081-1の一部、2081-3の一部、2081-4の一部、2099-1の一部、2100-1の一部

部、2101から2103まで、2104-2、2105、2106-1、2107-1、2107-2、2108-1、2109-1、2110-1の一部、2111-1の一部、2112-1の一部、2150-1の一部、2151-1の一部、2152-1の一部、2152-4、2153-1、2154から2156まで、2157-4の一部、2188-1、2188-2、2189、2190-1、2190-2、2194-1、2198-1、2198-2、2199-1、2199-2、2199-4、2203-5、2204-1、2204-2、2316-2、2317-1、2317-3、2317-4、2318-2、2319-3、2319-4、2320-4から2320-6まで、2321-2から2321-4まで、2322-1、2322-2、2324-1、2325-2、2328-1、2328-2の区域

字赤元の地番2104-1、2161、2162-3の一部、2176-3、2176-4、2186-2、2187、2191から2193まで、2194-2、2195-1、2195-2、2196-1、2196-3、2197-2、2197-3、2200-1、2200-2、2201-1、2201-3、2202-1の一部、2202-18、2202-21、2203-4、2203-6、2205-2、2206-2の区域

大字石田の区域で別図の斜線で表示した部分に該当する道路及び水路の土地の区域

II

芳賀町の区域のうち次に掲げる区域を農業振興地域から除外する。

大字下高根沢のうち字中丸の地番4318-3、4520-1、4520-15、4520-33から4520-37まで、4520-39、4520-42、4520-46、4524-1、4524-2、4524-4から4524-11まで、4524-14、4524-17、4524-20、4524-23、4524-26、4524-29から4524-33まで、4571-16から4571-24まで、4571-33、4571-39、4577-1、4577-9から4577-20まで、4577-23、4577-24、4577-26、4577-27、4582-1、4582-3から4582-5まで、4582-19から4582-22まで、4582-27、4582-29、4582-31、4582-41、4582-47、4582-55から4582-59まで、4603-2、4603-8から4603-10まで、4603-14、4603-15、4603-17から4603-19まで、4609-1、4609-4、4609-7、4609-10から4609-12まで、4609-15、4609-16、4609-21、4612-2、4620-102、4620-134、4620-244、4649-3、4649-4、4649-7、4649-12、4649-15、4664-4、4677-5、4677-10、4677-11、4677-15、4677-17、4677-19、6662-2、6663-2の区域

字細内の地番4343-22、4343-24、4343-27、4522-5から4522-15まで、4522-17、4522-18、4522-20の区域

字辻山の地番4513-11、4513-12、4520-3、4520-4、4520-6、4520-8から4520-12まで、4520-16から4520-19まで、4520-22から4520-31まで、4520-38、4520-40、4520-41、4520-47から4520-50までの区域

字猿久保の地番4534-2、4534-4、4534-7、4536、4537、4561-1、4582-15、4582-37、4582-38の区域

字権現山の地番4571-1、4571-2、4571-5、4571-6、4571-8から4571-15まで、4571-28、4575-1、4577-25、4664-1から4664-3までの区域

字箸塚の地番4620-231から4620-234までの区域

字上山下の地番4666-1から4666-3まで、4674-1、4674-2、4674-7の区域

字長命寺台の地番4675-1、4675-4、4676、4677-6、4677-7、4677-18、4677-20から4677-24までの区域

大字下高根沢の区域で別図の斜線で表示した部分に該当する道路及び水路の土地の区域

（農政課）

栃木県告示第161号

次の事業の土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

平成31（2019）年3月29日

栃木県知事 福 田 富 一

事	業	名	縦	覧	期	間	審	査	請	求	期	限	所轄農業振興事務所
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----------

県営八幡池地区土地改良（農業用排水施設）事業	平成31（2019）年 4 月 1 日から同月26日まで	平成31（2019）年 5 月13日	芳賀農業振興事務所
------------------------	---------------------------------	-----------------------	-----------

(農地整備課)

## 栃木県告示第162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成31（2019）年3月29日から同年4月29日まで一般の縦覧に供する。

平成31（2019）年3月29日

栃木県知事 福 田 富 一

## I

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 宇都宮鹿沼線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
4	前A	鹿沼市千渡字南原1757-2 から 鹿沼市東町1丁目183まで	20.0～25.5	1926.4	
	前B	鹿沼市千渡字南原1757-2 から 鹿沼市東町1丁目183まで	10.1～15.0	1600.2	
	後	鹿沼市千渡字南原1757-2 から 鹿沼市東町1丁目183まで	20.0～25.5	1926.4	

## II

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 川俣温泉川治線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
152	前A	日光市上栗山字今原719番1 から 日光市黒部字向ノ原53番1 まで	6.2～27.5	893.0	
	前B	日光市上栗山字今原719番1 から 日光市黒部字向ノ原53番1 まで	9.2～31.8	985.0	
	後	日光市上栗山字今原719番1 から 日光市黒部字向ノ原53番1 まで	9.2～31.8	985.0	

## III

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 上横倉下岡本線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
322	前	宇都宮市上横倉町字猿田927から 宇都宮市上横倉町字猿田937-1 まで	9.2～13.5	101.2	

	後	宇都宮市上横倉町字猿田927から 宇都宮市上横倉町字猿田937-1まで	16.9～19.6	101.2	
--	---	--	-----------	-------	--

**栃木県告示第163号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成31（2019）年3月29日から同年4月29日まで一般の縦覧に供する。

平成31（2019）年3月29日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
176	一 般 県 道 杉 山 石 末 線	塩谷郡高根沢町大字太田字川向904-2から 塩谷郡高根沢町大字太田字上ノ沢746-5まで	平成31（2019）年 3月29日
322	主 要 地 方 道 上 横 倉 下 岡 本 線	宇都宮市上横倉町字柏ノ場924-2から 宇都宮市上横倉町字猿田937-1まで	平成31（2019）年 3月29日

（道路保全課）

**栃木県告示第164号**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定したので、その指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第4号に規定する計画降雨（以下「計画降雨」という。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を同法第14条第3項の規定により次のとおり公表する。

平成31（2019）年3月29日

栃木県知事 福 田 富 一

- 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称  
利根川水系五行川
- 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深  
別紙図面のとおり  
（「別紙図面」は、省略し、その図面を栃木県県土整備部河川課及び栃木県真岡土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

（河川課）

**栃木県告示第165号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示する。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、その関係図書を縦覧に供する。

平成31（2019）年3月29日

栃木県知事 福 田 富 一

- 都市計画の種類及び名称  
宇都宮都市計画区域区分
- 都市計画を定める土地の区域  
変更する部分  
上三川町大字石田及び芳賀町大字下高根沢の各一部

3 縦覧場所

栃木県県土整備部都市計画課

(都市計画課)

公 告

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成31 (2019) 年 3 月 29 日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
宇 芳 真 土地改良区	理 事	吉田 俊一		宇都宮市氷室町129	平 成 31 (2019) . 2 . 19	
鬼怒川右岸 土地改良区	理 事		齊藤 裕	宇都宮市柳田町326		平 成 31 (2019) . 3 . 9
日 光 市 土地改良区	理 事	伊藤 一徳		日光市小倉146	平 成 31 (2019) . 1 . 25	
	〃		伊藤 敏治	〃 小代1048		平 成 31 (2019) . 3 . 9

(農地整備課)

○基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成31 (2019) 年 3 月 29 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 作業種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

基本測量（国土広域情報 修正）

2 作業地域

栃木県全域

3 作業期間

平成31 (2019) 年 4 月 1 日から平成32 (2020) 年 3 月 31 日まで

○基本測量の終了

平成30 (2018) 年 5 月 7 日付けの栃木県公報で公示した「基本測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、その基本測量が終わった旨通知があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成31 (2019) 年 3 月 29 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類  
基本測量（基本重力測量）
- 2 作業地域  
小山市、野木町、栃木市
- 3 作業期間  
平成30（2018）年5月1日から平成31（2019）年2月28日まで

（監理課）

#### ○都市計画決定図書の写しの縦覧

上三川町が都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により平成31（2019）年3月29日に決定した、宇都宮都市計画地区計画（上三川インター南地区計画）の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成31（2019）年3月29日

栃木県知事 福田 富一

#### ○都市計画変更図書の写しの縦覧

上三川町が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成31（2019）年3月29日に変更した、宇都宮都市計画用途地域の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成31（2019）年3月29日

栃木県知事 福田 富一

#### ○都市計画変更図書の写しの縦覧

芳賀町が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成31（2019）年3月29日に変更した、宇都宮都市計画用途地域の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成31（2019）年3月29日

栃木県知事 福田 富一

#### ○都市計画変更図書の写しの縦覧

上三川町が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成31（2019）年3月29日に変更した、宇都宮都市計画下水道の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成31（2019）年3月29日

栃木県知事 福田 富一

（都市計画課）

#### ○県が設置する都市公園の利用料金の承認

栃木県都市公園条例（昭和49年栃木県条例第6号）第14条の2第3項後段の規定により平成31（2019）年4月1日以後の利用料金を次のとおり承認したので、栃木県都市公園条例施行規則（昭和49年栃木県規則第16号）第13条の2の規定により公告する。

平成31（2019）年3月29日

栃木県知事 福田 富一

- 1 栃木県井頭公園
  - (1) 運動施設
    - ア 施設名及び一般利用料金

施設名		利用区分	団 体 利 用 の 場 合			個 人 利 用 の 場 合	
			午 前	午 後	1 日	単 位	利 用 料 金
運 動 広 場	1 面		2,900円	4,500円	7,400円	1 人	100円
		10月1日から翌年2月末日までの期間にあっては、午後3,750円、1日6,650円とする。					
軟 式 野 球 場	1 面		2,900円	4,500円	7,400円	-	-
		10月1日から翌年2月末日までの期間にあっては、午後3,750円、1日6,650円とする。					
テ ニ ス コ ー ト	1 面		920円	1,420円	2,340円	-	-
		10月1日から翌年2月末日までの期間にあっては、午後1,180円、1日2,100円とする。 休日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）以外の日（以下「平日」という。）（8月11日から同月16日までの日、12月29日、同月30日及び1月2日から同月5日までの日を除く。）にあっては、利用時間が2時間までの場合は520円、利用時間が2時間を超える場合は520円に2時間を超える利用時間1時間までごとに260円を加算した額とする。ただし、平日（8月11日から同月16日までの日、12月29日、同月30日及び1月2日から同月5日までの日を除く。）の午後4時以後に利用を開始する場合にあっては、1時間につき200円とする。					
フ ィ ー ル ド ア ス レ チ ュ ッ ク 施 設	1 周		-	-	-	高校生及び大人 1 人	320円
						小学生及び中学生 1 人	160円
						12月1日から翌年3月19日までの期間にあっては、上記単位ごとに1人ずつを合わせて360円とする。	

## イ 特殊利用料金

区 分	利 用 料 金
入場料等を徴収する場合	一般利用料金の10割増の額
アマチュア以外のスポーツを行う場合	最高入場料400人分に相当する額に100分の108を乗じて得た額。ただし、その額が1日の一般利用料金の10割増の額に満たないときは、当該10割増の額とする。

県内の高校生以下が利用し、入場料等を徴収しない場合（個人利用を除く。）	一般利用料金の5割引の額。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
各運動施設をその施設目的以外に利用する場合（スポーツ行事に限る。）	一般利用料金の額

備考 利用区分は、次のとおりとする。

- (1) 午前とは、午前8時30分から午前12時までをいう。
- (2) 午後とは、午後零時から午後6時までをいう。
- (3) 1日とは、午前8時30分から午後6時までをいう。

(2) 備 品

品 目	単 位	利用料金	備 考	
コインロッカー	一万人プールに設置されるもの	1 回	100円	翌日にわたっては利用することができない。
	その他の施設に設置されるもの	1 回	20円	
コイン式シャワー	1 回	100円		

(3) 遊戯施設

施 設 名	単 位	利用料金	備 考	
ボ ー ト	ペダル式	1 回	550円	1回とは、30分の利用をいう。
	オール式	1 回	260円	
つ り 池	大 池	1 日	980円	1日とは、午前9時から午後4時30分までをいう。
	小 池	1 日	520円	
	マ ス 池	1 日	420円	

(4) 教養施設

施 設 名	単 位	利 用 者 区 分	利用料金	
花 ち ょ う 遊 館	1 回	個 人	大 人	440円
			小学生、中学生及び高校生	220円
			12月1日から翌年3月19日までの期間にあつては、上記利用者区分ごとに1人ずつを合わせて500円とする。	
		団 体（20人以上）1人につき	大 人	350円
			小学生、中学生及び高校生	170円

(5) 駐車場（一万人プールに隣接して設置されるものに限る。）

区 分	単 位	利 用 料 金
二 輪 車	1 台	1 回 200円
普 通 自 動 車	1 台	1 回 500円
中 型 自 動 車	1 台	1 回 1,040円
大 型 バ ス	1 台	1 回 1,570円

備考

- 1 「二輪車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（以下「自動車」という。）のうち二輪であるもの（側車付二輪自動車を除く。）及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。
- 2 「普通自動車」とは、自動車（二輪車を除く。3において同じ。）のうち、その高さが2.9メートル未満であって、乗車定員が10人以下のものをいう。
- 3 「中型自動車」とは、自動車のうち、その高さが2.9メートル未満のものであって、乗車定員が11人以上29人以下のものをいう。
- 4 「大型バス」とは、二輪車、普通自動車及び中型自動車以外の自動車をいう。

2 栃木県鬼怒グリーンパーク

(1) 運動施設

ア 施設名及び一般利用料金

施設名		利用区分	団 体 利 用 の 場 合			個 人 利 用 の 場 合		
			午 前	午 後	1 日	単 位	利 用 料 金	
軟 式 野 球 場		1面	3,000円	4,000円	7,000円	-	-	
テ ニ ス コ ー ト		1面	1,000円	1,500円	2,500円	-	-	
			平日にあっては、利用時間が2時間までの場合は500円、利用時間が2時間を超える場合は500円に2時間を超える利用時間1時間までごとに250円を加算した額とする。ただし、平日の午後4時以後に利用を開始する場合にあっては、1時間につき200円とする。					
球 技 広 場		芝	1面	3,000円	4,000円	7,000円	-	-
		平日にあっては、午前1,500円、午後2,000円、1日3,500円とする。						
		土	1面	2,750円	3,600円	6,100円	-	-
				平日にあっては、午前1,500円、午後2,000円、1日3,500円とする。				
水 上 ア ス レ チ ッ ク 施 設		1周	-	-	-	高校生及び大人 1人	300円	
						小学生及び中学生 1人	150円	
						12月1日から翌年3月19日までの期間にあっては、上記単位ごとに1人ずつを合わせて350円とする。		
ロ ー ラ ー ス ケ ー ト 場		1回	-	-	-	高校生及び大人 1人	200円	
						小学生及び中学生 1人	100円	

パークゴルフ場	1周	-	-	-	高校生及び大人 1人	500円
					小学生及び中学生 1人	250円
					12月1日から翌年3月19日までの期間にあっては、上記単位ごとに1人ずつを合わせて550円とする。	
	1日	-	-	-	高校生及び大人 1人	1,000円
					小学生及び中学生 1人	500円

イ 特殊利用料金

区 分	利 用 料 金
入場料等を徴収する場合	一般利用料金の10割増の額
アマチュア以外のスポーツを行う場合	最高入場料400人分に相当する額に100分の108を乗じて得た額。ただし、その額が1日の一般利用料金の10割増の額に満たないときは、当該10割増の額とする。
県内の高校生以下が利用し、入場料等を徴収しない場合	一般利用料金の5割引の額。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
各運動施設をその施設目的以外に利用する場合（スポーツ行事に限る。）	一般利用料金の額

備考

1 利用区分は、次のとおりとする。

(1) 午前とは、午前8時30分から午前12時までをいう。

(2) 午後とは、午後零時から午後6時までをいう。

(3) 1日とは、午前8時30分から午後6時まで（パークゴルフ場にあつては、午前9時から午後4時30分まで）をいう。

(4) 1回とは、60分の利用をいう。

2 高校生及び大人がパークゴルフ場を利用する場合においては、1周券2枚つづり800円、5枚つづり2,000円、1周券30枚つづり9,500円、1周券50枚つづり15,000円、1周券70枚つづり19,500円又は1周券100枚つづり25,500円の回数券を利用することができるものとする。

(2) 備 品

品 目	単 位	利 用 料 金	備 考
コインロッカー	1 回	20円	翌日にわたつては利用できない。

(3) 遊戯施設

施 設 名	単 位	利 用 料 金	備 考
ボ ー ト	ペダル式	1 回	500円
	オール式	1 回	300円
1回とは、30分の利用をいう。			

3 栃木県那須野が原公園

(1) 運動施設

## ア 施設名及び一般利用料金

施設名	利用区分	団 体 利 用 の 場 合			個 人 利 用 の 場 合	
		午 前	午 後	1 日	単 位	利 用 料 金
テ ニ ス コ ー ト	1 面	1,000円	1,600円	2,550円	-	-
		平日（8月11日から同月16日までの日及び1月2日から同月5日までの日を除く。） にあつては、利用時間1時間につき300円とする。				
フ ィ ー ル ド ア ス レ ッ ク 施 設	1 周	-	-	-	高校生及び 大人 1人	400円
					小学生及び 中学生 1人	200円

## イ 特殊利用料金

区 分	利 用 料 金
入場料等を徴収する場合	一般利用料金の10割増の額
アマチュア以外のスポーツを行う場合	最高入場料400人分に相当する額に100分の108を乗じて得た額。ただし、その額が1日の一般利用料金の10割増の額に満たないときは、当該10割増の額とする。
県内の高校生以下が利用し、入場料等を徴収しない場合	一般利用料金の5割引の額。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
各運動施設をその施設目的以外に利用する場合（スポーツ行事に限る。）	一般利用料金の額

備考 利用区分は、次のとおりとする。

- (1) 午前とは、午前8時30分から午前12時までをいう。
- (2) 午後とは、午後零時から午後6時までをいう。
- (3) 1日とは、午前8時30分から午後6時までをいう。

## (2) 備 品

品 目	単 位	利 用 料 金	備 考
コインロッカー	1 回	20円	翌日にわたっては利用できない。
コイン式シャワー	1 回	100円	-
コイン式洗濯機	1 回	200円	-
コイン式乾燥機	1 回	100円	-
コイン式望遠鏡	1 回	100円	-

## (3) 遊戯施設

施 設 名	単 位	利 用 者 区 分	利 用 料 金
そ り 遊 び 広 場	入 場 回	高校生及び大人	400円
		小学生及び中学生	200円

## (4) 休養施設

施 設 名	利 用 区 分	単 位	利 用 料 金
-------	---------	-----	---------

オートキャンプ場	フリーテント サイト	宿 泊	1 区 画 1 泊	2,920円
			12月1日から翌年2月末日までの期間（12月29日から翌年1月3日までの期間を除く。）に利用を開始する場合にあっては1,870円とし、繁忙期（4月27日から5月7日までの日（平日を除く。）、国民の祝日に関する法律第2条に規定する海の日（以下「海の日」という。）及び海の日に連続する休日並びに8月10日又は同月第2土曜日のいずれか早い日から同月16日又は同月第3日曜日のいずれか遅い日までの期間をいう。以下同じ。）に利用を開始する場合にあっては3,440円とし、自動車（二輪車を除く。）以外での利用の場合にあっては1,420円とする。	
	オートキャンプ サイト	宿 泊	1 区 画 1 泊	5,110円
			12月1日から翌年2月末日までの期間（12月29日から翌年1月3日までの期間を除く。）に利用を開始する場合にあっては3,220円とし、繁忙期に利用を開始する場合にあっては6,050円とする。	
	キャビン （4人用）	宿 泊	1 棟 1 泊	19,240円
			12月1日から翌年2月末日までの期間（12月29日から翌年1月3日までの期間を除く。）に利用を開始する場合にあっては13,580円とし、繁忙期に利用を開始する場合にあっては21,120円とする。	
	キャビン （8人用）	宿 泊	1 棟 1 泊	31,560円
			12月1日から翌年2月末日までの期間（12月29日から翌年1月3日までの期間を除く。）に利用を開始する場合にあっては22,330円とし、繁忙期に利用を開始する場合にあっては34,630円とする。	
	デイキャンプ サイト	日 帰 り	1 区 画 1 回	2,620円
			12月1日から翌年2月末日までの期間（12月29日から翌年1月3日までの期間を除く。）に利用を開始する場合にあっては1,570円とし、繁忙期に利用を開始する場合にあっては3,140円とする。	

備考 利用区分は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊とは、利用開始日の午後1時から利用終了日の午前10時までの利用をいう。
- (2) 日帰りとは、午前10時から午後4時までにおける利用で、宿泊でないものをいう。

(5) 展望施設

施 設 名	単 位	利 用 者 区 分	利 用 料 金
	個	高校生及び大人	300円

サンサントワー	1 回		3 歳以上中学生以下	150円
		団体 (20人以上) 1 人につき	高校生及び大人	240円
			3 歳以上中学生以下	120円

## 4 栃木県みかも山公園

## (1) 運動施設

施設名	利用区分	利用料金 (1 人につき)
ハング・パラグライダー場	普通利用券による利用の場合	2,200円
	年間利用券による利用の場合	22,000円

## 備考

- 普通利用券とは、1日の利用をすることができる利用券であって、年間利用券以外のものをいう。
- 年間利用券とは、1年間随時に利用をすることができる利用券をいう。

## (2) 附属設備

設備名	単 位	利 用 料 金
ハング・パラグライダー場モノトレイン	1 人 1 日	1,100円

## (3) 園内移動用施設

施設名	単 位	利 用 者 区 分	利用料金	
フラワートレイン	1 日	個 人	高校生及び大人	550円
			平日 (4月1日から同月7日までの日、1月2日から同月7日までの日及び3月20日から同月末日までの日を除く。) にあつては、350円とする。	
			3 歳以上中学生以下	350円
			平日 (4月1日から同月7日までの日、1月2日から同月7日までの日及び3月20日から同月末日までの日を除く。) にあつては、200円とする。	
		団体 (20人以上) 1 人につき	高校生及び大人	450円
			平日 (4月1日から同月7日までの日、1月2日から同月7日までの日及び3月20日から同月末日までの日を除く。) にあつては、350円とする。	
			3 歳以上中学生以下	250円
			平日 (4月1日から同月7日までの日、1月2日から同月7日までの日及び3月20日から同月末日までの日を除く。) にあつては、200円とする。	

## 5 栃木県日光田母沢御用邸記念公園

## (1) 教養施設

施設名	単 位	利 用 者 区 分	利用料金
-----	-----	-----------	------

御用邸本邸	1回	個人	高校生及び大人	550円
			小学生及び中学生	270円
		団体（20人以上）1人につき	高校生及び大人	450円
			小学生及び中学生	220円

## (2) 研修室

## ア 施設名及び一般利用料金

施設名	利用区分	午前	午後	1日
研修室	1	1,250円	1,250円	2,500円
研修室	2	1,250円	1,250円	2,500円
研修室	3	950円	950円	1,900円
研修室	4	2,200円	2,200円	4,400円
研修室	5	1,900円	1,900円	3,800円
研修室	6	1,900円	1,900円	3,800円
研修室	7	1,900円	1,900円	3,800円

## イ 特殊利用料金

区	分	利	用	料	金
入場料等を徴収する場合		一般利用料金の10割増の額			

備考 利用区分は、次のとおりとする。

- (1) 午前とは、午前9時から午前12時までをいう。
- (2) 午後とは、午後1時から午後4時までをいう。
- (3) 1日とは、午前9時から午後4時までをいう。

## (3) 研修ホール

## ア 施設名及び一般利用料金

施設名	利	用	料	金
研修ホール	1時間につき		2,100円	

## イ 特殊利用料金

区	分	利	用	料	金
入場料等を徴収する場合		一般利用料金の10割増の額			

## (4) 駐車場

区	分	単	位	利	用	料	金
二輪車	1台	1回	2時間につき	100円			
普通自動車	1台	1回	利用時間が2時間までの場合は250円、利用時間が2時間を超える場合は250円に2時間を超える利用時間1時間までごとに100円を加算した額				
大型バス	1台	1回	2時間につき	1,100円			

備考

- 1 「二輪車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（以下「自動車」という。）のうち二輪であるもの（側車付二輪自動車を除く。）及び同条第3項に規定する

原動機付自転車をいう。

2 「普通自動車」とは、自動車（二輪車を除く。）のうち、その高さが2.9メートル未満のものをいう。

3 「大型バス」とは、二輪車及び普通自動車以外の自動車をいう。

## 6 栃木県日光だいや川公園

### (1) 運動施設

施設名	単位	利用者区分	利用料金
フィールドアスレチック施設	1 周	高校生及び大人	300円
		小学生及び中学生	150円
		12月1日から翌年3月19日までの期間にあっては、上記利用者区分ごとに1人ずつを合わせて360円とする。	
パークゴルフ場	1 周	高校生及び大人	510円
		小学生及び中学生	250円
		12月1日から翌年3月19日までの期間にあっては、上記利用者区分ごとに1人ずつを合わせて560円とする。	
	1 日	高校生及び大人	1,020円
		小学生及び中学生	510円
グラウンドゴルフ場	1 周	高校生及び大人	510円
		小学生及び中学生	250円
		12月1日から翌年3月19日までの期間にあっては、上記利用者区分ごとに1人ずつを合わせて560円とする。	
	1 日	高校生及び大人	1,020円
		小学生及び中学生	510円
ディスクゴルフ場	1 周	高校生及び大人	200円
		小学生及び中学生	100円
		12月1日から翌年3月19日までの期間にあっては、上記利用者区分ごとに1人ずつを合わせて200円とする。	

### 備考

- 1 日とは、午前9時から午後4時30分までをいう。
- 2 高校生及び大人がパークゴルフ場及びグラウンドゴルフ場を利用する場合には、1,020円の共通1日券を利用することができるものとする。
- 3 小学生及び中学生がパークゴルフ場及びグラウンドゴルフ場を利用する場合には、510円の共通1日券を利用することができるものとする。
- 4 高校生及び大人がパークゴルフ場及びグラウンドゴルフ場を利用する場合には、1周券5枚つづり2,040円又は1周券30枚つづり10,710円の共通回数券を利用することができるものとする。
- 5 小学生及び中学生がパークゴルフ場及びグラウンドゴルフ場を利用する場合には、1周券5枚つづり1,000円又は1周券30枚つづり5,250円の共通回数券を利用することができるものとする。

### (2) 休養施設

施設名	利用区分	単位	利用料金
		1 区画 1 泊	2,570円

オートキャンプ場	フリーテント サイト	宿 泊	11月1日から翌年3月末日までの期間に利用を開始する場合及び自動車（二輪車を除く。）以外での利用の場合にあっては、1,500円とする。	
	オートキャンプ サイト	宿 泊	1 区 画 1 泊	4,620円
			11月1日から翌年3月末日までの期間に利用を開始する場合にあっては、2,570円とする。	
		日 帰 り	1 区 画 1 回	2,570円
			11月1日から翌年3月末日までの期間にあっては、1,500円とする。	
	キャンピングカー サイト	宿 泊	1 区 画 1 泊	5,650円
			11月1日から翌年3月末日までの期間に利用を開始する場合にあっては、3,080円とする。	
	トレーラーハウス （5人用）	宿 泊	1 棟 1 泊	16,400円
			11月1日から翌年3月末日までの期間に利用を開始する場合にあっては、10,200円とする。	
	トレーラーハウス （8人用）	宿 泊	1 棟 1 泊	23,000円
11月1日から翌年3月末日までの期間に利用を開始する場合にあっては、16,400円とする。				

備考 利用区分は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊とは、利用開始日の午後1時から利用終了日の午前10時までの利用をいう。
- (2) 日帰りとは、午前11時から午後4時までにおける利用で、宿泊でないものをいう。

(3) 備 品

品 目	単 位	利 用 料 金
コイン式シャワー	1 回	100円
コイン式洗濯機	1 回	200円
コイン式乾燥機	1 回	100円

7 栃木県とちぎわんぱく公園

教養施設

施 設 名	単 位	利 用 者 区 分	利 用 料 金	
ふしぎの船	1 回	個 人	大人（満65歳以上の者）	200円
			高校生及び大人（満65歳未満の者）	250円
			小学生及び中学生	120円
			12月1日から翌年3月19日までの期間にあっては、大人（満65歳以上の者）又は高校生及び大人（満65歳未満の者）1人と、小学生及び中学生1人を合わせて300円とする。	

	団体 (20人以上) 1 人につき	大人 (満65歳以上の者)	160円
		高校生及び大人 (満65歳未満の者)	200円
		小学生及び中学生	100円

(都市整備課)

### 教育委員会

#### 栃木県教育委員会告示第五号

栃木県文化財保護条例 (昭和三十八年栃木県条例第二十号) 第四条第一項の規定により次の表に掲げる有形文化財を栃木県指定有形文化財に指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十一年三月二十九日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

名 称	員 数	種 別	所 在 地	所 有 者
二荒山神社 (本殿・拝殿・女体宮・神楽殿・神門・東回廊) 附 建設の経緯を示す文書 棟札 奉納額	六 棟 二十一点 三 点 四 点	有形文化財 (建造物)	宇都宮市馬場通り一―一― 一	二荒山神社
野木神社 (本殿・拝殿) 附 棟札	二 棟 三 点	有形文化財 (建造物)	下都賀郡野木町大字野木二 四〇四	野木神社

#### 栃木県教育委員会告示第六号

栃木県文化財保護条例 (昭和三十八年栃木県条例第二十号) 第三十二条第一項の規定により次の表に掲げる栃木県指定天然記念物の指定を解除したので、同条第三項において準用する同条例第四条第四項の規定により告示する。

平成三十一年三月二十九日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

名 称	員 数	種 別	所 在 地	指 定 年 月 日
湯泉神社のおおすぎ	一 本	天然記念物	那須郡那須町大字吉野二二 三三二	昭和三十一年六月三十日

(文化財課)

#### ○栃木県立とちぎ海浜自然の家の利用料金の承認

栃木県立とちぎ海浜自然の家条例 (平成4年栃木県条例第5号) 第9条第2項後段の規定により利用料金を承認したので、栃木県立とちぎ海浜自然の家管理規則 (平成4年栃木県教育委員会規則第11号) 第11条の規定により公告する。

平成31 (2019) 年 3 月 29 日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

区 分	単 位	中 学 校 生 徒 以 下 の 者	高 校 生 等	そ の 他 の 者
県 内 に 生活館宿泊室 及びロッジ		350円	1,250円	3,000円

宿泊を伴う利用	居住する者	テント（持込み）	1人泊	200円	300円	400円
	県外に居住する者	生活館宿泊室及びロッジ	1人泊	700円	2,500円	5,000円
		テント（持込み）		400円	600円	800円
宿泊を伴わない利用	県内に居住する者		1人泊	100円	200円	400円
	県外に居住する者		1人泊	200円	300円	500円
プールの利用	県内に居住する者		1人	100円	200円	400円
	県外に居住する者		2時間	200円	300円	500円

## 備考

- 「中学校生徒以下の者」とは、義務教育を終了しない者をいう。
- 「高校生等」とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒をいう。
- 中学校生徒以下の者が県内に所在する保育所若しくは幼保連携型認定こども園における保育の一環又は県内に所在する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部若しくは幼保連携型認定こども園における学校教育活動として海浜自然の家を利用する場合の当該者の宿泊を伴う利用及び宿泊を伴わない利用に係る利用料金は、無料とする。
- 宿泊を伴う利用及び宿泊を伴わない利用に係る利用料金には、プールの利用に係る利用料金を含まない。

## ○栃木県立なす高原自然の家の利用料金の承認

栃木県立なす高原自然の家設置及び管理条例（平成15年栃木県条例第52号）第10条第2項後段の規定により利用料金を承認したので、栃木県立なす高原自然の家設置及び管理条例施行規則（平成16年栃木県教育委員会規則第1号）第7条の規定により公告する。

平成31（2019）年3月29日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

## 1 宿泊棟

利用 者 区 分	利用料金（1人1泊につき）	
県内に居住する者	中学校生徒以下の者	500円
	高校生等	1,000円
	その他の者	2,500円
県外に居住する者	中学校生徒以下の者	1,000円
	高校生等	2,000円
	その他の者	5,000円

## 備考

- 「中学校生徒以下の者」とは、義務教育を終了しない者をいう。
- 「高校生等」とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒をいう。

3 中学校生徒以下の者が県内に所在する保育所若しくは幼保連携型認定こども園における保育の一環又は県内に所在する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部若しくは幼保連携型認定こども園における学校教育活動としてなす高原自然の家を利用する場合の当該者に係る宿泊棟の利用料金は、無料とする。

## 2 研修室等

区 分	利 用 料 金		
	午 前 9 時 から 正 午 ま で	午 後 1 時 から 午 後 5 時 ま で	午 後 6 時 から 午 後 9 時 ま で
大 研 修 室	4,930円	6,580円	4,930円
中 研 修 室	1	1,850円	2,460円
	2	1,850円	2,460円
小 研 修 室	1	1,230円	1,640円
	2	1,230円	1,640円
	3	1,230円	1,640円
体 育 館	2,050円	2,570円	2,050円
体 験 プ ラ ザ	2,050円	2,570円	2,050円

### 備考

- 1 保育所又は幼保連携型認定こども園における保育の一環として行う事業並びに学校教育活動として行う事業及び教育委員会が主催する事業に係る研修室等の利用料金は、無料とする。
- 2 宿泊棟を利用する者に係る研修室等の利用料金は、無料とする。

(生涯学習課)